

別添 2 【群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分） 令和 7 年度事業メニュー（追加協議用）】

健康福祉課医療・福祉連携推進室所管

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
A 在宅医療等基盤整備事業 ①人材育成研修（専門研修） ②人材育成研修（多職種連携） ③普及啓発	400 千円	在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る事業実施に必要な次の経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5 役務費（通信運搬費、雑役務費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記 1 から 6 に掲げる経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費	県・郡市医師会、県・郡市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者	3/4	300 千円	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2-ウ（事業計画書（その他事業）） ※事業計画書には、 <u>研修等のテーマを記載すること</u> （別添の補足資料「小児在宅医療の取扱いについて」を参照のこと） 例）医療と介護連携のための多職種連携研修、在宅における災害対応研修等	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携推進係 田中、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: hokatsukea@pref.gunma.lg.jp （別添の補足資料「小児在宅医療の取扱いについて」を参照のこと）
B 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、在宅療養支援病院設備整備事業 ①在宅療養支援診療所設備整備、在宅療養支援病院設備整備	1,000 千円	在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費（1 品目の価格が 3 万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く） ※以下の市町村に所在する診療所及び病院について優先的に採択する。 高崎市、安中市、渋川市、榛東村、吉岡町、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、	在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院	1/2	500 千円	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2-イ（事業計画書（設備）） ・事業計画書別紙（業務量の拡大について）	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携推進係 根岸、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: hokatsukea@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
		東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 ※令和5年度又は令和6年度のいずれかの年度にこの事業に係る補助金を受けた事業所は、補助を受けることができない。					
在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、在宅療養支援病院設備整備事業 ②訪問看護ステーション設備整備	1,000 千円	訪問看護ステーションにおける在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費 （1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く） ※令和4年4月2日以降に開設した訪問看護ステーションを優先して採択する。 ※以下の市町村に所在する訪問看護ステーションについて優先的に採択する。 高崎市、安中市、渋川市、榛東村、吉岡町、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、伊勢崎市、玉村町、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 ※令和5年度又は令和6年度のいずれかの年度にこの事業に係る補助金を受けた事業所は、補助を受けることができない。	訪問看護ステーション	1/2	500 千円	・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号 別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号 別紙2 イ（事業計画書（設備）） ・事業計画書別紙（業務量の拡大について）	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携推進係 根岸、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
C	訪問看護防犯機器等 導入経費補助事業	26 千円	訪問看護ステーションにおける防犯機器等の導入にかかる経費 ※防犯機器：訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器 ※ランニングコストは対象外	訪問看護ステーション ※事業者が複数の施設又は事業所を運営している場合（法人等）は、事業所単位で対象事業者としてみなす。つまり、同一の法人でも、事業所が異なれば申請可能。	1/2	13 千円	・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-ウ（事業計画書（その他事業）） ・購入機器の見積書又はカタログ等	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携推進係 設楽、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp